

会 議 録

会議名 (付属機関等名)	令和4年度 第2回川西市介護保険運営協議会		
事務局(担当課)	福祉部 介護保険課		
開催日時	令和4年11月30日(水)13:30~14:30		
開催場所	川西市役所 2階 202会議室		
出席者	委員	吉岡 健一、上農 哲朗、中村 敏美、本田 恵子、田口 巳義、 細見 幸己、清水 和恵、平岡 譲、井口 尚子、鷲野 奈美子、 成徳 明伸、片岡 大雅、藪内 祐子	
	その他	株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所	
	事務局	福祉部 山本部長 高塚副部長 介護保険課 田中参事 福丸課長 貞松課長 坂根所長 山本主査 新家事務員	
傍聴の可否	可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由			
会議次第	1. 開会 2. 協議事項 川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 策定に向けた各種調査について 3. その他 4. 閉会		
会議結果	別紙審議経過のとおり		

審 議 経 過

事務局

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第2回川西市介護保険運営協議会を開会いたします。

私は、本日司会を務めます福祉部介護保険課の新家でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆さま方には何かとご多忙のところ、ご参集賜り誠にありがとうございます。

はじめに、ご報告がございます。

本日、大塚会長が急遽欠席されることになりましたので、議事進行を会長の職務代理者である上農委員をお願いしておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策として、お席に除菌シートを置かせていただいておりますので、ご自由にご利用ください。

また、会議録を作成するため、録音させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。なお、会議録の確認については、上農職務代理者にご一任くださいますようお願いいたします。

次に、委員の異動についてご報告いたします。

岡 留美委員が、議員任期の満了により、10月27日付で退任され、新たに11月11日付で平岡 譲様に委員にご就任いただくことになりました。

この際、平岡委員より、一言ごあいさつを頂戴したいと思います。

委員

川西市議会厚生文教常任委員会 委員長の平岡でございます。何卒よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

なお、委嘱状の伝達につきましては、感染症対策の観点から机上配付とさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

続いて、事務局職員の異動についてご報告いたします。

11月1日付で、認知症対策アクションプラン担当参事として、田中英之が着任いたしました。

田中より、一言ごあいさつ申し上げます。

事務局

只今、ご紹介に預かりました田中でございます。

私が担当する認知症対策アクションプランについては、本市の越田市長が認知症の早期発見から家族支援、認知症になっても暮らせるまちづくりを一体的に取り組むということをマニフェストに掲げ、令和6年度のスタートに向け取り組み始めたところでございます。今後、このプランについても委員の皆様にはご協議いただくことになると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

また、本日は、介護保険事業計画の策定にご協力いただくジャパンインターナショナル総合研究所の担当者も出席させていただいておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、これ以後の議事進行は上農委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

会長
職務
代理者

それでは、委員の出席について、確認させていただきます。

委員15名中、本日ご出席いただいておりますのは13名でございます。

よって、川西市介護保険運営協議会規則第3条第4項の規定に基づき、本日の協議会は成立しております。みなさまの活発な意見交換を期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

傍聴の方はおられますか。

事務局

現在1名の方にお越しいただいております。

会長
職務
代理者
事務局

それでは、議事に入ります前に、事務局より資料の確認をお願いいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の会議の次第と委員名簿を机上にお配りしております。

次に、事前送付資料としまして、「資料1 川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定に向けた各種調査について」、「資料2 川西市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 調査票(案)」、「資料3 川西市在宅介護実態調査 調査票(案)」の3点をお送りしております。

事前送付資料につきましては、予備を用意しておりますので、お持ちでない方はお申し付けください。

会長
職務
代理者

皆さま、資料はお揃いでしょうか。

続いて、本日のスケジュールについて説明をお願いいたします。

事務局

本日は、午後1時30分から3時頃までが全体会で、全体会終了後、引き続き午後3時から「生活支援体制整備部会」を開催いたします。

生活支援体制整備部会に所属される委員のみなさまには、長時間となりますがどうぞよろしくお願ひいたします。なお、遅くとも5時までには終了する予定です。

会長
職務
代理者

事務局の説明にもありましたが、生活支援体制整備部会のみなさまは、全体会の後に部会と会議が続きますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、次第に沿って会議を進めてまいります。

協議事項「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定に向けた各種調査について」です。

事務局の説明を求めます。

介護保険課長の福丸でございます。

お手元の資料1「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定に向けた各種調査について」をご覧ください。

川西市では、本市が目指すべき高齢者保健福祉の基本的な方針と具体的に取り組むべき施策を明らかにするとともに、介護保険給付の円滑な実施を図るため、3年を一期とする「川西市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることのできるまちづくりを計画的に推進しています。

介護保険法第117条第5項では、市町村は、日常生活圏域ごとの被保険者の心身の状況や置かれている環境等の事情を正確に把握した上で介護保険事業計画を策定するよう努めるものとされていることから、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」の策定に先立ち、次の2種類の調査を実施しようとするものです。

1つ目は、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査でございます。この調査は要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握し、地域の抱える課題を特定するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用することを目的として実施するものでございます。

調査対象は、令和4年12月1日時点で要介護認定を受けていない一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者及び要支援認定者の中から無作為に抽出した4,000人でございます。国が示しております調査の手引きでは、信頼できる調査結果を得るためには分析する単位ごとに400件程度の回答が必要とされており、本市の場合、日常生活圏域ごとに分析するためには7つの圏域合計で2,800件の回答を得る必要がございます。この為、想定する回収率を80%といたしまして、圏域ごとに500人ずつ均等に抽出をいたします。すなわち、500人×7圏域で3,500人となります。加えて、圏域ごとに高齢者人口の差がございますので、その人工差を反映させるため、500人を追加いたしまして、各圏域ごとで市全体の高齢者数に占める割合に応じて按分いたします。従いまして、対象者合計は4,000人となります。

なお、令和2年度に実施した前回調査の回収率は86.6%でしたので、十分な標本数ではないか考えております。

調査方法は、対象者に調査票を郵送し、同封しております返信用封筒にて返送いただくという方法を予定しております。

調査項目と設問数は、「家族や生活状況」から、裏面の「福祉情報の収集」までの13項目で合計79問の設問数を予定しております。調査項目は、前回実施した内容から一部変更しておりますけれども、同程度の設問数となっております。

資料2「川西市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 調査票(案)」をご覧いただきたいと思っております。

この調査は、無記名式で実施いたしますが、調査票を回収した後に標本名簿との照合ができるよう、調査票の左上に連番を付しております。また、右上の四角で囲んだ部分に記載している通り、この調査は国が調査項目を例示しておりまして、地域間の比較を行うために必ず調査することが求められる必須項目と調査目的等に応じて選択可能なオプション項目がございます。本市では、これらに独自の調査項目を加えてこの調査票を作成しており、設問番号の前に何も記号が入っていないものが必須項目、黒色の星印が記載された

ものがオプション項目、白抜きの星印が記載されたものが本市の独自項目であることを表しております。また、三角印が記載されたものは今回の調査で新たに追加した調査項目となっております。

それでは、調査票(案)に沿って設問の意図等をご説明します。資料2の3ページをご覧ください。

「問1 あなたのご家族や生活状況について」でございます。この項目は、調査対象者の家族構成や生活状況に関する設問で、高齢者の世帯状況や居住形態、主観的な介護の必要度や経済状態等を把握しようとするものです。(2)では高齢者が地域で孤立するリスク等を把握するため、近居の家族や親戚の有無を尋ねる設問を追加しております。

4ページをお開きください。「問2 からだを動かすことについて」は、調査対象者の身体状況や外出の状況に関する設問で運動器機能の低下状況や閉じこもり傾向、外出の際の課題等を把握しようとするものです。

5ページから6ページの「問3 食べることについて」です。口腔の健康状態に関する設問で、低栄養の傾向や口腔機能の低下の状況等を把握しようとするものです。

6ページの下段「問4 毎日の生活について」は、日常生活活動に関する設問で認知機能やIADL——手段的日常生活動作——の低下の状況を把握しようとするものです。

7ページの下段(10)や(11)では趣味や生きがいに関する設問を設けておりますけれども、この設問と社会参加の関係性を把握することにより、社会参加する高齢者の傾向を把握しようとするものです。

8ページをお開きください。「問5 地域での活動について」です。地域活動に関する設問で、社会参加の状況や地域づくりへの参加意向を把握しようとするものです。

続いて、右側9ページの「問6 たすけあいについて」です。周囲の人との助けあいに関する設問です。(1)から(4)までは、助けあいの状況を把握するとともに、うつ傾向の発生状況を間接的に把握しようとするものです。また、(5)は介護経験の有無について独自設問として追加しており、他の設問とクロス集計を行うことにより、介護経験との関係性を把握しようとするものです。

10ページをお開きください。(9)から(11)までは、近所付き合いの程度等に関する独自の設問で、高齢者が地域で孤立するリスクや地域活動への参加状況との関係性等を把握しようとするものです。

続いて右側11ページの「問7 健康について」です。健康に関する設問で、主観的な健康観や幸福感を把握するとともにうつ傾向や健康寿命に影響を与えると考えられる項目と他の項目との関係性を把握することにより、地域の高齢者の特性を把握しようとするものです。

12ページの(8)ですが、健康の秘訣に関する設問になっております。無印となっておりますが、独自設問のため白抜きの星印をつけるべきところございました。

その下の「問8 必要な支援について」です。高齢者が必要としている支援に関する設問で、全て市の独自設問です。在宅生活を継続していく上で必要な資源の内容等を把握し、介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業の検討等に活用しようとするものです。

次に、13ページから14ページにかけての「問9 認知症対策について」です。先程担当参事からご説明申し上げましたが、本市では認知症の早期発見から家族支援、認知症になっても暮らせるまちづくりに一体的に取り組むため、認知症対策アクションプランの策定を予定しております。その基礎資料としてニーズ把

握を行おうとするものでございます。

次に、14ページから15ページにかけての「問10 人生会議(ACP)について」です。人生会議(ACP)に関する設問ですが全て市の独自設問でございます。人生の最終段階まで自分らしく暮らし続けていただくため、あらかじめご本人の意向を確認し、関係者と共有するACP——アドバンスケアプランニング——の普及を図っていく必要があることから、ACPの認知度やニーズを把握しようとするものでございます。

次に、「問11 介護保険制度について」です。介護保険制度に関する設問で、介護サービスの利用促進を図る上での課題を把握しようとするものです。

次に、15ページから16ページにかけての「問12 地域包括支援センター」です。地域包括支援センターに関する設問で、認知度や周知を図る上での課題を把握しようとするものです。

最後の「問13 福祉情報の収集について」です。福祉情報の収集に関する設問で、高齢者が在宅生活を送る上で必要な情報を得るための課題や、今年度から本格的に運用しております医療と福祉の総合情報サイト「かわにしサポートナビ」の認知度等を把握しようとするものです。

以上が介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の調査項目となります。

再び、先ほどの資料1の裏面をご覧ください。

2番の在宅介護実態調査でございます。この調査は、高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスのあり方を検討することを目的として実施するものです。

調査対象は、在宅の要支援・要介護認定者のうち、令和4年12月1日以前に更新申請もしくは区分変更申請による認定調査を受けた1,200人でございます。国が示しております調査の手引きでは、調査結果の分析に望ましいサンプル数は600件とされておりますけれども、より信頼できる調査結果を得るため前回までと同様に調査対象者数を1,200人としております。なお、令和2年に実施した前回調査の回収率は83.7%でございましたので十分な標本数ではないかと考えております。

次に、調査方法ですが、先ほどのニーズ調査と同様に調査票を対象者に郵送し、同封している返信用封筒で返送していただく方法を予定しております。また、調査項目と設問数につきましては「本人の状況」から「福祉情報の収集」までの11項目で、「認知症対策」、「人生会議(ACP)」、「福祉情報の収集」の3項目を追加し、前回よりも9問増えた28問としております。

資料3「川西市在宅介護実態調査表(案)」をご覧ください。

この調査につきましても無記名式で実施いたしますけれども、調査票の回収後に標本名簿と照合することができるよう左上に連番を付しております。また右側の四角の部分についてですが、この調査につきましても国が調査項目を例示しておりまして、地域間の比較を行うため必ず実施することが求められる必須項目と、調査目的等に応じて選択可能なオプション項目がございます。これらに独自の調査項目を加えて調査票を作成しており、質問番号の前に同様の記号を付しております。

それでは、調査票(案)に沿って、設問の意図等を説明いたします。2ページをお開きください。

この調査票は「A票」、「B票」、「C票」の3つの調査票で構成されておりまして、「A票」は調査対象の高齢者ご本人に関する設問、「B票」は調査対象の高齢者を主に介護している人に関する設問、「C票」は高齢者に関する課題についての設問となります。

3ページをご覧ください。ここからがA票になります。

問2は世帯類型をご回答いただくことによりサービスの利用や抱えている課題の相違を把握するための設問となっております。

問3は在宅生活の継続に資するサービス利用を検討するため、今後も在宅生活を継続していくことができると感じているか否かを把握する設問です。また、問4は医療と介護の両方のニーズを持つ在宅療養者を把握しようとする設問です。

4ページをお開きください。問6は、要支援や要介護の認定を受ける一方で介護保険サービスを利用していない理由を把握しようとする設問です。また、問7と問8は地域の中で介護保険以外の支援やサービスがどの程度利用されているか調べるとともに、介護保険サービスを含めたニーズを把握しようとする設問です。

右側5ページの問9は、家族等による介護がどの程度行われているかを把握するとともに「B票」の回答対象者を選別するための設問でございます。

6ページをお開きください。

「B票」の問1は、調査対象者の介護に関連する離職者の有無を把握する設問です。

問2から問4までは、要介護者と主な介護者との関係や属性により抱えている問題の相違を把握するための設問です。また、問5は就労継続の可否に係る意識等と合わせた分析を行うため、主な介護者が行っている介護を把握しようとするものです。

右側7ページの問6は、主な介護者の不安に感じている介護を把握し、不安の軽減に資するサービス利用の分析等を行おうとするものです。

問7は、主な介護者の勤務形態による介護者の負担の相違を把握しようとする設問です。

問8は、仕事と介護の両立の視点から柔軟な働き方について、どの程度活用されているかを把握しようとする設問です。

8ページをお開きください。

問9は勤め先からの支援のニーズを把握しようとする設問です。

問10は、就労継続に資するサービス利用の分析等を行うため、介護者が今後も仕事を継続していくことができると感じているか否かを把握しようとするのです。

続きまして、右側9ページ以降が「C票」となります。

ここからは今回の調査から追加した設問群になりますけれども、その内容は先ほどのニーズ調査と同様に「認知症対策」、「人生会議(ACP)」、「福祉情報の収集」に関する設問で質問の意図も同様となっております。ニーズ調査と在宅介護実態調査の両方に同じ設問を設けることで、高齢者の状態像と抱える課題や支援ニーズとの関係性を分析し、必要な施策等の検討に活用しようとするものでございます。

以上が、調査票(案)の説明でございます。

最後に、資料1の裏面3番をご覧ください。調査の実施時期でございます。この後、委員の皆様からご意見を頂戴し、必要な修正等を行った上で、来年1月中旬を目途に対象者に調査票を送付し、同月末までに回収いたします。その後、年度内に調査票の集計を行う予定としております。

以上で、川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定に向けた各種調査についての説明を終わらせていただきます。よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

会長
職務
代理者

説明は終わりました。

本件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

委員

在宅介護実態調査の6ページ、主な介護者の方についての問7に介護者の勤務形態について書いてありますが、若い方や学生の介護者はどれにも該当しないと思うが、若年層の介護についての調査はこの項目に入らないということですか。

事務局

ヤングケアラーを把握できるかというご質問かと思いますが、問3と問4で性別と年齢を尋ねておりますので、どれくらいの年代の方が主な介護者であるか、ヤングケアラーに該当するかは把握できると考えております。

委員

その場合、問7では「3. 働いていない」という回答でよろしいですか。

事務局

お見込みのとおりです。

委員

同じ世帯に要介護者と要支援者がそれぞれいる家庭もゼロではないと思う中で、ニーズ調査では「〇はいくつでも」と記載されている一方、在宅介護実態調査では「複数選択可」と記載されており、ニュアンスが異なり冷たく感じます。ニーズ調査の対象者は主に介護度が要支援の方を想定していると思うので、文面は逆の方が良い気がします。

あと、調査票の設問において、「国指定の必須項目(変更不可)」とありますが、内容の変更は不可であっても表現は変更できるという認識で良いですか。

事務局

1点目につきましては、対象者が一部重なる調査になりますので、要支援の認定を受けた方はどちらの調査の対象にもなり得ます。ただし、対象者の抽出を行う際には、同じ方あるいは同じ世帯に両方の調査票が送付されることがないようにいたします。

2点目につきましては、表記の違いに関しては、できるだけ表記を統一するようにいたします。

3点目につきましては、変更可能な度合いにつきましては、基本的に設問の趣旨が変わらない程度であれば変更可能と考えております。

委員

ニーズ調査の問1(1)では「家族構成」と記載される一方、在宅介護実態調査の問2では「世帯類型について」という表記になっており、こちらもニュアンスが若干違う気がします。

事務局 先ほどの選択肢と同様で確かに表記が異なっておりますが、国が示している設問がこのようになっていることが原因ですので、回答に影響を与えるような変更でなければ変更できると考えております。質問の表現については検討したいと思います。

委員 ニーズ調査に関して、6ページの「問4 毎日の生活について」ですが、今回は設問数が15問となっておりますが今回は11問になっています。今回削除された設問の内容と削除した理由を教えてください。

また、4ページの「問2 からだを動かすことについて」ですが、(4)「過去1年間に転んだ経験がありますか」という設問は、「1. 何度もある」、「2. 一度ある」、「3. ない」という選択肢になっているが、「一度ある」ということは前にもあると読み取れるため、もう少し選択肢の内容に幅を持たせても良いのではないのでしょうか。

事務局 前回調査時より削除した4つの質問は「5分前のことが思い出せますか」、「その日の活動(食事をする、衣服を選ぶなど)を自分で判断できますか」、「人に自分の考えをうまく伝えられますか」、「自分で食事を食べることができますか」になります。これらは市の独自設問として追加していたもので、先に申し上げた3つは主に認知機能低下の度合いの把握を理由に追加していた項目になります。国の研究事業の中で、認知機能の低下について把握する設問項目の標準的なものが示されており、それを反映させて国が調査票を作っており、今回は市独自の設問をいくつか追加しているため、認知機能低下の度合いを測る上での必要性は高くないとの判断により削除いたしました。

また、転倒の頻度に関する選択肢については必須項目のため、変更できないと考えております。

委員 両方の調査票について、「その他」という選択肢に括弧があるもの(自由記述可)とないもの(自由記述不可)があります。例えば、ニーズ調査の問1(7)は「その他」には括弧がなく、在宅介護実態調査の問1、問4にも「その他」に括弧がついていない。特に、在宅介護支援調査の「B票」の問5、6、9は自由記述を促した方が良いと思いますが、括弧がないものは自由記述による回答を求めないという認識でよろしいですか。

また、会議資料として調査票自体も参考程度にあれば良かったと思います。

事務局 括弧がないものには、括弧をつけて自由記述ができるように修正いたします。また、調査票自体は、今回お配りしているものが、実際にお送りする調査票とほぼ同じ形となります。ただし、星印等の記号は削除してお送りします。

委員 ニーズ調査の6ページの問3(6)で、残っている歯の数や入れ歯の利用状況についての質問がありますが、取り外し型の入れ歯はそこに自分の歯がないと明確にわかるが、ブリッジ(固定)の場合は自分の歯があるように思えるため、正確な歯の数を把握するのが難しいと感じます。国の必須項目ではあるものの、変更できないものかと思いました。

事務局 設問の選択肢としては、国が示している設問項目のとおりです。回答結果を国のデータベースに登録する必要があるため、変更できない部分でございますが、注釈等を入れることができないか検討いたします。

委員 在宅介護実態調査の10ページ「問3 調査対象者ご本人様は認知症の症状がありますか」について、認知症と認識していれば「1. はい」と回答するが、そうでない大半の方は「2. いいえ」と回答すると思います。

実態として認知症とわかりづらい場合があるのではないのでしょうか。

事務局

介護保険課地域包括ケア推進担当課長の貞松より回答いたします。

在宅介護実態調査は、対象者本人が回答する内容と介護者が回答する内容で若干ニュアンスが違ってくる調査ではありますが、その違いを含めての調査ですので、回答者がどのように感じておられるかという基準で回答いただければと思います。

例えば、若いお孫さんのような方が調査に回答する場合、対象者は認知症であると思ったら、その内容で回答すれば良いし、一方で対象者本人が答える場合に周囲からは認知症があると思われるが本人は認めないような場合も想定されます。その場合は本人が認知症ではないと回答すれば良いと思います。

委員

回答者の立場で考えた場合、「認知症の症状がありますか」という短い文章の設問であれば「いいえ」の回答が大半かと思います。明確に判断できず「はい」に○をする人と「いいえ」に○をする人が統一した答えにならないため、調査結果にブレが生じるのではないのでしょうか。説明書きを加える等の方法は現実的ではないですが、「認知症、またはそのような症状がありますか」だったら「はい」という回答になると思います。この質問はもう少し配慮が必要ではないのでしょうか。

委員

ご指摘の通りだと思います。市の独自項目のため、表現について検討いたします。

委員

介護離職された方だけでなく、介護離職に対して特に金銭面の支援に大きな不安を感じる方がたくさんおられます。介護者に対する設問において、介助に関する内容は記載されているが、金銭面に関する質問がほとんどありません。例えば、施設に入所したいが資金面が理由で入所できない、在宅介護しなければいけない、そのため介護離職しなければならない方がたくさんいます。このような実情を把握できる質問もある方が良いのではと思いました。

事務局

選択肢の中には金銭面での支援というものはありませんが、「その他」の回答欄にその旨を記載いただくことは可能です。設問として、金銭面での支援に関する意見を聞く内容を加えるかどうかは、検討させていただきます。

委員

先ほども意見が出ました在宅介護実態調査の10ページの「問3 調査対象者ご本人様は認知症の症状がありますか」について、「はいいいえ」だけでなく「わからない」も入れたほうが良いと思います。加えて、ニーズ調査の14ページ(3)「認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか」についても、同様の考え方で選択肢を修正いただきたいです。

事務局

在宅介護実態調査とニーズ調査で同じ表現のものなので、修正について併せて検討いたします。

委員

ニーズ調査の4ページの間1(7)にて「4. 民間賃貸住宅(一戸建て)」と「6. 借家」は何が違うのですか。

事務局

国が示している調査の手引によると、「民間賃貸住宅」とは通常の賃貸借契約によって借りている家屋という意味であり、「借家」は借間も含めてそのような契約に基づかない間借りや居候という状態を想定しております。選択肢がわかりづらいので注釈を入れるようにいたします。

会長
職務
代理人
事務局

今回のようなアンケート調査は、項目が多くなると回答することが嫌になってしまいますね。

本市では、地域福祉計画と障害福祉計画に関する市民向けのアンケート調査も同時期に実施予定です。これらの調査に関する協議では、設問項目が多く回答が嫌になり、結果的に返送されないことが想定されるため、回収率を高める工夫として、すべての項目に回答しなくても提出してさしつかえない旨を記載してはどうかという意見が出ました。

本件の調査についても、調査票の原案にはその旨を記載していませんが、表紙等適切な場所に先程のような趣旨の「すべての項目に回答しなくても返送いただいて結構です。」という注釈を入れることについて、委員の皆様の意見をお伺いできればと思います。

会長
職務
代理人
事務局

回答途中でも返送してほしいという理解でよろしいですか。

委員の方々も異論はないようです。

ありがとうございます。それでは、他の計画のアンケート調査に準じた表記をしたいと思います。

会長
職務
代理人

他にご意見、ご質疑等はございませんか。

それでは、他にご質疑等もないようですので、協議事項「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定に向けた各種調査について」は、以上で終わります。

以上で、本日予定していた議事は、全て終了しました。

事務局から連絡事項等がありますか。

事務局

次回の介護保険運営協議会は来年3月下旬の開催を予定しております。日程が決まりましたら、改めて書面でお知らせしますので、よろしくお願いいたします。

また、今回の協議会で委員の皆様の意見を反映した調査票については、後日郵送にてお送りする予定にしております。

会長
職務
代理人

以上をもちまして、令和4年度第2回川西市介護保険運営協議会を閉会いたします。委員の皆さま、お疲れさまでした。